

庁議設置要綱

1 設置目的

県政の重要課題等についての協議、意思決定や、政策に関する情報共有・情報発信等を行うため、庁議を設置する。

2 構成

(1) 庁議の構成員は、次のとおりとする。

知事、副知事、危機管理統括監、知事部局の各部局長、理事、会計管理者兼出納局長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長、東京事務所長

(2) 上記の構成員以外の者で知事の指名した者は、庁議に出席するものとする。

3 庁議

(1) 庁議は、知事が招集する。

(2) 庁議は、必要に応じて開催する。

(3) 庁議は、総務部長が進行する。

(4) 構成員に事情のあるときは、副部長等が代理出席することができる。

4 幹事会

(1) 庁議に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、庁議における議題の論点整理など、必要な協議・調整を行う。

(3) 幹事会の運営に必要な事項は、別途定める。

5 事務局

庁議の事務局は、総務部総務課が担当する。

6 その他

この要綱に定めのないことで疑義が生じた場合は、総務部を担当する副知事と総務部長が協議の上決定する。

(附則)

1 本要綱は、令和4年1月20日から施行する。

2 本要綱は、令和4年4月1日から施行する。

3 本要綱は、令和5年4月3日から施行する。